

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が行う国民健康保険について、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、国民健康保険法等の別の法令に定めがある事柄以外について定めることを明らかにするものです。

【解説】

大和市国民健康保険制度については、国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、その他の関係する省令等に特別の定めがない限り、この条例の規定が適用されます。

(被保険者としない者)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

【趣旨】

国民健康保険法第6条で規定される被保険者の適用除外者以外で本市国民健康保険被保険者の適用を受けない人について定めたものです。

【解説】

国民健康保険法第6条で規定される被保険者の適用除外者（他の医療保険に加入している人、生活保護を受給している人など）以外の人、大和市の国民健康保険に加入しなければなりません、この他に乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設等の児童福祉法で定める施設に入所している児童と里親に委託されている児童で、直系血族や兄弟姉妹、及び家庭裁判所によりその児童の扶養義務の決定を受けた3親等以内の親族がいない場合は、国民健康保険に加入する必要がないことを定めています。この場合、その児童の医療費については、児童福祉施設措置医療費という別の制度で対応することになります。

第3条 削除

(委員の定数)

第4条 大和市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定める

ところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 1人

【趣旨】

国民健康保険法第11条第2項に基づき、国民健康保険事業を運営するに当たり保険税率や保険給付等の重要な事柄を審議するため国民健康保険運営協議会という諮問機関を設置しますが、委員の定数については、条例で定めることとされているため、本条例でその定数を定めるものです。

【解説】

国民健康保険運営協議会の委員構成は国民健康保険法施行令第3条第3項及び同施行令附則第3条第3項・第4項で定められていますが、委員の定数は条例で定めることになっており、本条で、4人の大和市国民健康保険加入者、4人の医師または薬剤師、4人の公益機関に携わる者、及び1人の社会保険等の被用者保険加入者のそれぞれの代表者により、計13人と定めています。

(協議会に関して必要な事項)

第5条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

国民健康保険運営協議会の委員構成及び委員定数以外の必要な事柄については、大和市国民健康保険条例施行規則で定めることを明らかにするものです。

【解説】

条例で定めた委員の定数以外に定める必要がある事柄については、大和市国民健康保険条例施行規則で定めます。規則では、委員の委嘱、協議会の会長の職務と会議の成立及び議決等について定めています。

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)

第6条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

【趣旨】

大和市国民健康保険の加入者が、被保険者証を医療機関等に提示し受診した場合に負担する自己負担割合について定めます。

【解説】

国民健康保険法第43条では、条例で受診時の一部負担金の割合を減ざることができることを定めていますが、大和市国民健康保険では、国民健康保険法の規定どおりの一部負担金割合とするため、このことについて明文化しています。

<第1号関係>

小学校に通う児童から70歳の誕生日の月までの診療に対する一部負担金の割合を3割と定めています。なお、70歳の誕生日が1日（月の初日）の人は、年齢計算に関する法律により70歳の誕生月の前月までとなります。

<第2号関係>

生まれた日から小学生となる前日の3月31日までの診療に対する一部負担金の割合を2割と定めています。

<第3号関係>

第4号に該当しない人について、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人は、その月）から後期高齢者医療制度へ移る75歳の誕生日の前日までの診療に対する一部負担金の割合を2割と定めています。

<第4号関係>

国民健康保険法施行令第27条の2に定める一定以上の所得がある人について、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人は、その月）から後期高齢者医療制度へ移る75歳の誕生日の前日までの診療に対する一部負担金の割合を3割と定めています。

（療養費の支給の範囲）

第7条 法第54条第1項の療養の給付等を行うことが困難であると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 医師の同意を得て治療用装具を購入したとき。
- (2) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師による施術を受けたとき。
- (3) 医師の同意を得てあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する者による施術を受けたとき。
- (4) 輸血のための生血を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか市長が特に認めたとき。

2 療養費の支給に係る費用の算定については、別に定める。

【趣旨】

大和市国民健康保険の加入者が、緊急その他やむを得ない事由により被保険者証（被保険者資格証明書を除く）を提示しないで医療機関を受診したときや保険医療機関等以外の病院等を受診したときで、療養の現物給付を受けられなかった場合、後から療養の現金給付をする場合について定めています。

【解説】

<第1項関係>

治療用装具を購入したとき、柔道整復師等による施術を受けたとき、医師の同意を得てあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する者による施術を受けたとき、輸血のための生血を受けたときには、後から施術費等の一部を被保険者に支給することができます。

<第2項関係>

支給額の基準となる費用の算定については「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）や、「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）等で別途定められています。

（出産育児一時金）

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を

受けることができる場合には行わない。

【趣旨】

国民健康保険法第58条により、被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給については、条例で定めることになっており、その内容を示したものです。

【解説】

<第1項関係>

国民健康保険に加入している人が出産をした場合、出産者の世帯主に対して出産育児一時金500,000円が支給されます。妊娠85日以降であれば、流産・死産も支給の対象となります。

<第2項関係>

国民健康保険に加入している出産者が、出産日から6か月以前内に1年以上社会保険等の被保険者だったときには、以前に加入していた健康保険から出産育児一時金が支給される場合があります。他の健康保険から出産育児一時金に相当する給付が受けられる場合には、国民健康保険からは支給しません。

(葬祭費)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

【趣旨】

国民健康保険法第58条により、被保険者が死亡した場合の葬祭費の支給については、条例で定めることになっており、その内容を示したものです。

【解説】

<第1項関係>

国民健康保険の加入者が死亡したときには、葬祭又は埋葬若しくは火葬を行った者に対して葬祭費50,000円を支給します。

<第2項関係>

健康保険法第105条では、社会保険加入中に傷病手当金を受給していた者で社会保険喪失後3か月以内に死亡した場合には、社会保険から埋葬料を受け取ることができることと定められています。このように他の健康保険から葬祭費に相当する給付が受けられる場合には、重複して支給を受けることができませんので、国民健康保険から葬祭費の支給は行いません。

(保健事業)

第10条 本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康診査
- (3) 成人病その他の疾病の予防
- (4) 栄養改善
- (5) 母子保健
- (6) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 本市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 病院の設置
- (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第11条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

【趣旨】

国民健康保険法第82条で、国民健康保険の保険者、すなわち市は、大和市国民健康保険の加入者の健康保持及び増進のために特定健康診査・特定保健指導の事業のほか、健康に関する事業を行う努力規定があり、大和市国民健康保険が行う事業を明記したものです。

【解説】

大和市国民健康保険では、メタボリックシンドロームの診査と指導（特定健康診査・特定保健指導）の他に人間ドックの検査費用の助成や医療費通知の送付等を行っています。また、国民健康保険法第82条第1項の規定により市立病院を設置しており、病院の相談事業や設備改善工事等の費用の一部を国民健康保険事業特別会計から支出しています。

(国民健康保険税)

第12条 本市は、被保険者である世帯主及び被保険者である資格のない世帯主であって、その世帯に被保険者のある当該世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

【趣旨】

前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項については、本条例以外で定めることを明らかにするものです。

【解説】

保健事業の詳細については、条例以外の例規で定めています。例えば、人間ドックの助成に関しては、助成が受けられる資格要件や検査内容、助成金額等について、大和市総合健康診断助成要綱で定めています。

(罰則)

第13条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第14条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第15条 本市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第16条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

【趣旨】

国民健康保険法第127条に基づき、大和市では、虚偽の届出等をしたときは、過料を科すことを定めています。

【解説】

<第13条～第15条関係>

次のような場合に、過料を科すことがあります。

- ・国民健康保険の資格の取得・喪失等、必要な事項を市に届け出ない場合。
- ・市外転出や社会保険の加入により国民健康保険の被保険者資格を喪失したときに市に届け出ない場合や被保険者証等を返還しない場合。
- ・被保険者の資格、保険給付及び保険税に関して必要な調査に正当の理由なしに応じない場合や虚偽の答弁をした場合。
- ・偽りその他不正の行為により一部負担金やこの条例に規定する過料の徴収を免れた場合。

<第16条関係>

- ・過料の額は100,000円の範囲内で過料の額を市長が決定します。過料の納期限は、納入通知書発送日から起算して10日以上経過した日とします。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行について必要な事項は、大和市国民健康保険条例施行規則で定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。
- 2 大和市国民健康保険条例（昭和26年大和町条例第14号）は、廃止する。
- 3 昭和34年大和町条例第1号は、廃止する。

(退職被保険者の被扶養者の経過措置)

- 4 平成26年度までの間において、法附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被扶養者の年間の収入が1,300,000円未満（60歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者にあつては、1,800,000円未満）であつて、かつ、当該被扶養者に係る法附則第6条第1項本文に規定する退職被保険者の年間の収入の2分の1未満である者

(2) 前号に準ずると市長が認める者

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

- 5 被保険者又は被保険者であつた者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に感染したこと又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われることによる場合に限る。）のため労務に服することができなるときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給開始日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定して

いた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

- 7 傷病手当金の額は、1日につき、支給開始日の属する月の前月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 9 附則第6項の期間について、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 附則第6項の期間について、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条第1項の規定による休業補償給付及び同法第22条の2第1項の規定による休業給付を受けることができる者又はこれらの法律以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 11 附則第6項、第9項ただし書及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

附 則（昭和35年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第23号）

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則（昭和41年条例第33号）

1 この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年条例第18号）

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に出産し、または死亡した場合の助産費もしくは葬祭費については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年条例第8号）

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に出産し、または死亡した場合の助産費もしくは葬祭費については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年条例第9号）

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に死亡した場合の葬祭費については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年条例第16号）

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年条例第46号）

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合および療養に係る療養費

の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第6号）

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に死亡した場合の葬祭費および出産した場合の育児手当金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第46号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の大和市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第3項の規定は、昭和49年1月1日から適用する。
- 2 この条例の施行日前に出産した場合の助産費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条の規定は、この条例の施行日以後に受けた療養から適用し、施行日前に受けた療養については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日の前日において改正前の大和市国民健康保険条例第6条第3項の規定による適用を受けている者については、新条例第11条の規定にかかわらず、この条例の施行日に届出があったものとみなす。この場合において、同条中「翌月」とあるのは「当月」とする。

附 則（昭和50年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市国民健康保険条例および大和市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例施行の日以後に受けた療養から適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市国民健康保険条例の規定は、昭和50年10月1日から適用する。
- 2 この条例の適用の前日に行なわれた療養の給付に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に出産した場合の助産費については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第11号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に死亡した場合の葬祭費については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第10号）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に出産した場合の助産費については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第24号）

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例第10条の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第7号）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に出産した場合の助産費及び死亡した場合の葬祭費については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第9号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市国民健康保険条例第7条の規定は、昭和57年3月1日から適用する。

2 この条例の施行の日前に死亡した場合の葬祭費及び昭和57年3月1日前に出産した場合の助産費については、なお従前の例による。

（助産費の内払）

3 被保険者が改正前の条例の規定に基づいて、昭和57年3月1日以後の分として支給を受けた助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和57年条例第28号）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項及び第14条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号。附則第1条中ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例第10条の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第19号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市国民健康保険条例第7条の規定は、昭和61年3月1日から適用する。

2 この条例の施行の前日に死亡した場合の葬祭費及び昭和61年3月1日前に出産した場合の助産費については、なお従前の例による。

（助産費の内払）

3 被保険者が改正前の条例の規定に基づいて、昭和61年3月1日以後の分として支給を受けた助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。

附 則（昭和62年条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第10号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく助産費又は育児手当金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく助産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第10号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第12条及び第14条の規定は、この条例の施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第7号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正後の大和市国民健康保険条例の規定は、施行の日以後の葬祭について適用し、施行前の葬祭については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第14号）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産につ

いては、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第15号）

- 1 この条例中第1条の規定は平成6年10月1日から、第2条の規定は平成7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第6条の規定は、平成6年10月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第8号）

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療について適用し、同日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第25号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第29号）

- 1 この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後行われる医療について適用し、同日前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の前に行われた同条の規定による改正前の大和市民健康保険条例第10条第1項に規定する医療に要した費用に係る精神・結核医療付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和市民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われた療養の給付に係る一部負担金の割合並びに施行日以後の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前に行われた療養の給付に係る一部負担金の割合並びに施行日前の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月2日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、附則第6項の支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和3年3月30日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第3項の規定は、令和3年5月以後に支給する診療手当について適用し、同月前に支給する診療手当については、なお従前の例による。

(大和市国民健康保険条例の一部改正)

- 3 大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則（令和5年3月17日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

【解説】

この条例は、昭和34年4月1日から施行され、その後、数度の改正を経て今日に至っています。

附則では、退職被保険者の被扶養者の経過措置、出産育児一時金に関する経過措置、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金等について規定しています。